

平塚市教育委員会令和6年2月定例会会議録

開会の日時

令和6年2月20日（火）16時15分

会議の場所

平塚市役所本館6階619会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 守屋 宣成 委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和6年2月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和6年1月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和6年1月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。本定例会に提出されている議案のうち、「議案第23号 令和6年度平塚市立学校長等の人事異動の内申について」は、人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び第8項並びに平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、この案件については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和5年度中学校文化部全国・関東大会等の結果について

【報告】

○吉野教育長

中学校文化部において全国・関東大会等出場者を報告するものである。

詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課長

まず、浜岳中学校囲碁部だが、令和5年7月16日(日)に神奈川県教育会館で開催された「第27回神奈川県中学校囲碁選手権大会 選手権戦」に出場し、第3位という成績を収めた。

次に、太洋中学校のサイエンス部だが、令和5年11月4日(土)に湘南工科大学附属高等学校で開催された「第23回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわ 創造アイデアロボットコンテスト」において、「太洋サンシャイン」の生徒2名が「県知事賞」と「計測・制御部門 県技家研会長賞 中文連会長賞」を受賞、「太洋フォックス」の生徒2名が「湘南工科大学学長賞」と「計測・制御部門 県技家研会長賞 中文連会長賞」を受賞、「太洋うりぼー」の生徒2名が「計測・制御部門 県技家研会長賞 全産協会会長賞」を受賞した。

その後、3チームともに、令和5年12月3日(日)に栃木県栃木市立大平中学校で開催された「第23回全国中学生創造ものづくり教育フェア 関東甲信越地区大会 栃木大会 創

造アイデアロボットコンテスト」に出場した。「太洋フォックス」の生徒2名が「計測・制御部門 アイデア賞」を受賞、「太洋うりぼー」の生徒2名が「計測・制御部門 敢闘賞」を受賞した。「太洋サンシャイン」の生徒2名は第4位の成績を収めた。

その後、「太洋フォックス」の生徒3名は、令和6年1月20日（土）に中央区立総合スポーツセンターで開催された「第23回全国中学生創造ものづくり教育フェア 創造アイデアロボットコンテスト 全国中学生大会」に出場し、「文部科学大臣賞」を受賞した。

以上、報告した2校については、令和5年度平塚市中学校文化優秀賞表彰規定に則り、表彰を行った。また、全国大会で文部科学大臣賞を受賞した太洋中学校サイエンス部の3名については、3月5日（火）に市長表敬訪問を予定している。

【質疑】

○守屋委員

今回の件に直接貢献したわけではないだろうが、コロナの時代に各パソコンの配備などICT化を進めてきた中で、平塚市の中学生がこのような賞を取ったことを嬉しく思う。平塚の子どもたちには様々な形でICTに触れてほしいと思う。

(2)市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果について

【報告】

○吉野教育長

2月11日に開催された結果を報告するものである。
詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

「第78回市町村対抗『かながわ駅伝』競走大会」の結果について報告する。

当大会は、令和3年・4年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、去年は積雪による路面凍結のために中止であったので4年ぶりの開催となった。

なお、コースは今まで秦野から相模湖までのコースであったが、去年から丹沢湖周回コースとなり、去年は中止であったので、今回が初めての走行となった。全7区間、42.236kmの丹沢湖周回コースを県内29の市町が出場し、各代表選手たちが健脚を競い合った。

平塚市を代表して出場したメンバーの内訳は、社会人が3名、大学生が1名、高校生が2名、中学生の男子1名の計7名で、中学生については、今年度の全日本中学校陸上競技選手権大会男子3,000mにも出場し、「主催者が選ぶ注目選手」にも挙げられていた、神田中学校の清田 翔太さんであり、前評判どおり第2区を区間2位の記録で好走しチームに勢いをつけた。

平塚市のチーム全体としての結果は資料のとおりで、出走した中学生・高校生の活躍もあり総合で8位入賞を果たした。

大会の総合成績は、優勝が横浜市、準優勝は川崎市、3位は相模原市であった。また、町村の部では1位が愛川町、2位は葉山町、3位は大井町であった。

なお、県内4大学によるエキシビジョンレースも同時開催され、地元東海大学が優勝をしている。

【質疑】

○吉野教育長

平塚市の入賞はいつぶりか。

○スポーツ課長

令和元年度も8位入賞であった。

(3)令和5年平塚市スポーツ優秀選手の表彰について

【報告】

○吉野教育長

国際大会や全国レベルの大会において優秀な成績を収めた個人及び団体を表彰したことを報告するものである。

詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

このスポーツ優秀選手表彰は、平塚市スポーツ優秀選手表彰規定に基づき、本市にゆかりのある選手を対象に、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた選手を平塚市長が表彰するものである。

表彰の対象となる大会及び選手は、国際大会で優勝又は準優勝及び全国大会で優勝した高校生以下を除く個人又は団体となる。

対象の期間は、令和5年の1月から12月までに開催された大会での成績とし、東海大学や神奈川大学に照会をかけるとともに、ひらつか広報やスポーツ課のウェブサイトに掲載して、表彰者の推薦にかかる周知をした。

今回の表彰対象者は、個人が13名、団体が2団体の合計15組の表彰となる。個人の種目は、柔道、バスケットボール、水上バイクである。柔道は全て東海大学の学生で、バスケットボールは国際知的障がい者の大会で優勝した選手、水上バイクはアメリカで行われた世界選手権大会で優勝した選手となる。

団体は、二組とも東海大学で、女子柔道部と男子陸上部である。

表彰については、2月11日に公益財団法人平塚市まちづくり財団の優秀選手表彰と同時開催で行っている。

【質疑】

なし

(4)令和5(2023)年度秋期特別展「天象儀(プラネタリウム)100年の軌跡」開催報告

【報告】

○吉野教育長

博物館において、令和5年10月21日から令和6年1月8日まで開催された特別展の結果を報告するものである。

詳細は、博物館長から報告する。

○博物館長

本特別展は、令和5年10月21日から令和6年1月8日までの64日間の会期で開催した。

主旨として、近代的プラネタリウムが1923年にドイツで誕生してから100周年を迎える記念すべき年に、プラネタリウムの仕組みと歴史に注目してもらうとともに、当館のプラネタリウムの歩みについて振り返ってもらうことを目的に開催した。

会期中の入館者数は7,815人、一日平均の入館者数は122人で、昨年度秋期の146人と比較すると若干少なくなった。

関連行事として、会期初日の10月21日がプラネタリウムの誕生日に当たるのだが、この日に国内各地のプラネタリウムやドイツとライブでつないだ一斉イベント「スペシャルライブ配信『みんなで見上げよう100年前の星空』」をプラネタリウムのドームに投影し開催した。このイベントは国内35の施設で開催され、県内では平塚市博物館だけが実施した。このほか展示解説会を3回、体験学習「ボックスプラネタリウムを作ろう」を2回、特別投影を1回、プラネタリウムを舞台とした演劇公演を2回実施した。ボックスプラネタリウムとは、印刷したペーパーキットの星の位置に穴をあけ、中にライトを入れて天井などに星空を映し出すもので、1時間くらいでつくることができる。行事参加者数の合計は234人で、100周年記念イベントや体験学習は募集定員を大幅に超える申込をいただいたため人数枠を拡大して実施した。

印刷物として、図録を1,000部発行し、会期中に187部を有償頒布した。

アンケート結果では回収枚数は104枚であった。回答者の住所では市内と市外の比率が半々であった。総合評価では「とても良い」と「まあ良い」を合わせて96%という高い評価をいただいた。難易度では、19歳以下での理解にやや苦しいことが分かった。

自由記述では、「プラネタリウムの歴史やしくみなどをわかりやすく学ぶことができとても満足した」など高評価をいただいた一方で、「おもしろさがあるけど、むずかしさのほうがおおい。」という小学生の意見や「大人としては理解できる内容だが子供がもっと興味をもてる工夫があるとよかった」というように、小学生にはやや難解であったという指摘もいただいた。今回の展示はプラネタリウムのメカニックな部分にも焦点を当てたことで難しい印象を与えたのかもしれない。このほかには、「博物館でまたプラネタリウムを観るのが楽しみになる様な展示内容だった」という感想もいただいております、プラネタリウム投影と合わせて御覧になられた方も多くいらっしゃったようで、展示と投影の相乗効果としても良い企画であったと考えている。

【質疑】

○大野委員

これまでも平塚市博物館のプラネタリウムは何度も見させていただいていたが、日本や世界のプラネタリウムの歴史について考えたことはなかった。星を写し出す投影機の変遷など、大変興味深く展示を見させていただいた。

平塚市に住んでいると、プラネタリウムがあるのが当たり前のように感じてしまうが、図録によれば、県内にプラネタリウムが2～3か所しかない県もあり驚いた。プラネタリウムは、多くが科学館のような場所に設置されているが、平塚市では博物館に設置されており、改めて平塚市博物館が多様な分野を担う地域の博物館であることを知った。

特別展の展示室では、入り口の壁の所に年表があり、年表には平塚市博物館の出来事や、プラネタリウムの投影番組、天文現象、日本・世界の出来事が時系列にあり、大変懐かしく、面白く見させていただいた。また、例えばハレー彗星が接近してきたときには、プラネタリウムの投影でハレー彗星のことを扱っており、直近の天文現象なども積極的にプログラムに取り入れていることがわかった。

アンケートを見ると、先ほど館長からの話にもあったが、市外や県外の方も多く来場されていて、天文分野に興味関心が高い方など、専門的な知識をお持ちの方が見に来られているようである。感想の中には、展示方法に対する厳しい意見もあれば、称賛する意見も多くあり、来館者の年齢層や興味関心が幅広い中で、特別展の企画をすることは大変なものであると想像するが、企画について工夫していることや苦勞されていることがあれば聞かせてほしい。

○博物館長

来館者についてだが、自然科学分野の展示では市外の来館者が多くなる傾向があり、人文系の歴史や民俗などをテーマにすると、地域密着のテーマになることが多いため市内の方が多くなる。今回はプラネタリウムという全国に設置されているものについての歴史であったため、広域から足を運んでいただいた。

工夫や取組についてだが、今回は日本プラネタリウム協議会と情報交換をしながら、各地のプラネタリウムとも連携を取り、情報収集を行った。これにより、単館では集められなかった情報や成果を展示に盛り込むことができた。

○大野委員

小学校4年生の理科で月と星についての学習があるが、実際に夜間や明け方に観察することは難しいため、市内の子どもたちがプラネタリウムを見て学ぶことができるのはありがたいことだと思う。特に平塚市博物館は、学校に事前に調査票を送ってくださり、授業の進み具合のタイミングに合わせて投影内容を工夫していただいております。解説も学芸員の肉声であるため、子どもたちにとって大変わかりやすく親しみやすいプログラムになっている。今後も学校教育との連携や、市民にとっても魅力のあるプラネタリウムの投影を期待している。

(5)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第11号 令和5年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である令和5年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額は、歳入は22億9千604万4千円の増額を、歳出は22億6千208万円の増額を計上している。

始めに、歳入についてだが、15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 7目 教育費国庫補助金 1節 教育総務費補助金において、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を254万3千円、教育支援体制整備事業費補助金を348万3千円計上している。また、2節 小学校費補助金において、学校施設環境改善交付金を2億3千956万4千円、3節 中学校費補助金において、同交付金を1億6千337万4千円計上している。こちらは、小中学校のトイレ洋式化修繕や大規模改修工事等に係る交付金が交付決定されたことによるものである。

18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 1節 社会教育費寄附金 において、美術館運営のための寄附金を50万円、2節 教育総務費寄附金 において、教育振興のための寄附金を5万円、3節 保健体育費寄附金 において、スポーツ振興のための寄附金を3万円計上している。

22款 市債 1項 市債 7目 教育債 1節 小学校債 において、学校整備事業債を11億5千530万円、2節 中学校債において、7億3千120万円計上している。こちらは先程申し上げた小中学校の大規模改修工事等に係る起債となる。

続いて、歳出についてだが、0款 教育費のうち、1項 教育総務費、2目 事務局費の「2 教育委員会事務局庶務事業」において、公務災害に係る休業補償を行うため、5節 災害補償費を1万5千円増額補正する。3目 教育指導費の「19 GIGAスクール構想推進事業」において、国庫補助金の交付決定を受け、財源充当補正をする。6目 教育会館費の「2 教育会館改修事業」において、事業費の確定見込みにより、12節 委託料を40万4千円減額補正する。併せて、継続費補正をする。7目 子ども教育相談センター費の「3 介助員派遣事業」において、事業費の確定見込みにより、1節 報酬を476万3千円減額補正する。併せて、財源充当補正をする。

次に、2項 小学校費、1目 学校管理費の「4 小学校施設管理事業」において、国

の補助金を活用して、トイレの洋式化や防火シャッター修繕、校庭の整備工事を実施するため、10節 需用費のうち施設修繕料を5億2千889万7千円、14節 工事請負費を3千853万3千円増額補正する。4目 学校建設費の「1 小学校大規模改修事業」において、国の補助金を活用し、外壁修繕等の大規模な改修工事を実施するため、14節 工事請負費を8億2千828万9千円増額補正する。

次に、3項 中学校費、1目 学校管理費の「4 中学校施設管理事業」において、国の補助金を活用して、屋内運動場の照明のLED化や防火シャッター修繕、校庭の整備工事を実施するため、10節 需用費のうち施設修繕料を1億6千742万6千円、14節 工事請負費を8千390万8千円増額補正する。「5 中学校完全給食準備事業」において、事業費の確定見込みにより、14節 工事請負費を2千284万9千円減額補正する。併せて、継続費補正をする。3目 学校建設費の「1 中学校大規模改修事業」において、国の補助金を活用して、外壁修繕等の大規模な改修工事を実施するため、10節 需用費のうち消耗品費を26万円、14節 工事請負費を6億4千413万8千円増額補正する。

次に、5項 社会教育費、2目 公民館費の「2 地区公民館整備事業」において、事業費の確定見込みにより、12節 委託料を190万円減額補正する。6目 美術館費の「3 美術品の調査・収集事業」において、美術館運営のための指定寄附金を活用して、美術品を良好に保管するため、12節 委託料を50万円増額補正する。

次に、6項 保健体育費 1目 保健体育総務費の「5 各種スポーツ大会開催事業」において、スポーツ振興のための指定寄附金を活用し、ニュースポーツに係る用具を購入するため、10節 需用費のうち消耗品費を3万円増額補正する。

続いて、繰越明許費補正だが、10款 教育費において、小学校施設管理事業のほか7事業について、事業が本年度内に終了しない見込みであることから、繰越しの設定を行っている。

最後に、継続費補正の変更だが、「教育会館改修事業（設計委託）」のほか2事業について、事業費の確定見込みにより、それぞれ補正後の金額に減額するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第12号 令和6年度平塚市一般会計(教育関係)当初予算について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である令和6年度平塚市一般会計当初予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定め

基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

始めに、平塚市全体の当初予算の概要について説明する。一般会計の総額は1,002億5,000万円で、骨格予算であった前年度当初予算と比較して、126億4,000万円、14.4%の増加となり、当初予算では初めて1,000億円を超え、過去最大規模となっている。令和6年度当初予算の教育費だが、約141億3千466万円で、前年度当初予算と比較して、金額では約50億3千万円の増額、率にして約55.3%の増となっている。増額の主な要因としては、新たな学校給食センターが供用開始となるためである。

それでは教育関係予算の説明に移る。始めに歳入について説明する。

14款「使用料及び手数料」1項「使用料」8目「教育使用料」のうち、2節「幼稚園使用料」は、市立幼稚園2園において滞納されている保育料を計上している。2節を除いた1節「教育総務使用料」から4節「保健体育使用料」までは、各施設の使用料や観覧料を計上している。

15款「国庫支出金」2項「国庫補助金」7目「教育費国庫補助金」1節「教育総務費補助金」では、要保護の児童生徒及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する補助である。また、防災・安全交付金として通学路安全確保のための道路環境整備に伴う国庫補助金を計上するほか、新たな学校給食センターの整備に当たり、学校施設環境改善交付金を計上している。2節「小学校費補助金」及び3節「中学校費補助金」では、理科教材の整備に関する国庫補助金等を計上している。4節「社会教育費補助金」では、開発等に伴う埋蔵文化財の調査費に係る補助金を計上している。

16款「県支出金」2項「県補助金」7目「教育費県補助金」1節「教育指導費補助金」では、コミュニティスクール事業、放課後自主学習事業及び部活動指導員に係る県補助金を、2節「社会教育費補助金」では、地域学校協働活動推進事業費に係る県補助金と開発等に伴う埋蔵文化財の調査費に係る県補助金を計上している。

17款「財産収入」では、有償刊行物頒布収入を計上しており、18款「寄附金」では、歴史的建造物保存・活用のための指定寄附金を計上している。

19款「繰入金」1項「基金繰入金」2目「公共施設整備保全基金繰入金」は、市の公共施設の整備保全のための基金から、学校や公民館等の施設修繕に係る経費を繰り入れるものである。5目「子ども・子育て基金繰入金」は、子ども・子育てに係る施策の充実及び安定を図るための基金から、引き続き、高等学校等における修学支援などに繰り入れるものである。6目「環境みどり基金」は、緑化の推進及び脱炭素社会の実現を図るための基金から、小中学校の教室のLED化などに繰り入れるものである。

21款「諸収入」6項「雑入」2目「雑入」1節「総務費雑入」では、美術館の「魅力ある美術展覧会事業」の委託料に充当するため、神奈川県市町村振興協会からの交付金を計上している。9節「教育費雑入」では、各施設における自動販売機の設置に伴う電気使用料や管理料、公衆電話料金など様々な収入等について計上しているほか、給食費の公会計化に伴い、児童及び教職員等の学校給食費を計上している。

最後に、22款「市債」1項「市債」7目「教育債」1節「教育総務債」では、教育会館

改修事業及び学校給食センター整備事業に係る財源の一部を、2節「社会教育債」では、四之宮公民館の施設整備に係る財源の一部を計上している。

続いて、歳出予算である。こちらは事業が多数あるので、主なものを説明する。

10款「教育費」1項「教育総務費」1目「教育委員会費」では、教育委員の報酬と各種負担金等を計上している。

次に、2目「事務局費」「2 教育委員会事務局庶務事業」は、教育委員会点検評価者への謝礼のほか、事務局職員の健康診断の委託料など、教育委員会事務局の庶務的な経費となる。

次に、3目「学校給食費」「2 学校給食管理事業」では、給食食材費のほか給食費の管理に必要な費用と食材の安心・安全の確保に必要な経費を計上している。また、9月からの中学校完全給食開始に伴う給食食材費などについても小学校分と合わせて計上している。

「3 学校給食センター運営事業」では、新たな学校給食センターの整備が完了したあとの施設や備品等の費用のほか、開業に向けた準備経費及び9月からの維持管理・運営経費を計上している。また、新たな学校給食センターの購入費については、事業契約に則り、物価変動に応じた金額も加算して計上している。

次に、4目「教育指導費」「3 高等学校等修学支援事業」は、高校生等の支援事業として、勉学に意欲的で経済的な支援が必要な生徒に対し修学支援金として月額7千円を上限に支給するための経費で、令和6年度の募集定員は80人となっている。「7 サン・サンスタッフ派遣事業」は、学習支援補助員及び学校司書の派遣を行うための経費になる。サン・サンスタッフの派遣は、市内の各小中学校にとって、児童生徒の支援のために欠かせない大切な事業となっている。令和6年度も、学習支援補助員を118人、学校司書を43人、全校に継続して派遣していく。「12 英語教育推進事業」は、小学校英語教育に関わる講師招聘等による研修会・学習会及び外国人英語指導者（AET）が学校、幼稚園・こども園を訪問するための経費を計上している。「15 学校安全対策推進事業」は、各校（園）における組織的な安全管理の充実を図るため、各研修の開催やセーフティプロモーションスクールの活動支援及び防犯カメラの維持管理のための経費である。「16 教育指導事業」は、教育内容の向上を図るための各種経費を計上している。新たな取組として、部活動の地域移行に向け、教員の代わりに顧問として、中学校の部活動指導及び大会への引率などを行うことができる「部活動指導員」を配置するための経費を計上している。また、小学校教科書と指導書に加え、新たに指導者用のデジタル教科書の予算を計上している。「19 G I G Aスクール構想推進事業」は、児童生徒一人一人に個別最適化された学びを推進するために配備したICT機器のリース料、保守料及びソフトウェア使用料等の経費を計上している。

次に、5目「義務教育振興費」「1 児童生徒就学援助事業」は、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品や給食費等を援助し、義務教育への円滑な就学を確保するための経費となる。また、未就学児及び小学校6年生を対象に支給する「入学準備金」は、小学校、中学校入学に当たり前倒し支給を行っている。「2 特別支援教育就学奨励援助事業」は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その負担能力の程度に応じ、学用品の購入費、給食費、校外活動の参加費、通学費などを援助し、保護者の経済的負担を軽減するための経費である。

次に、6目「教育研究所費」は3事業あるが、いずれも教員の指導力向上を図るための研究や研修などに要する経費である。

次に、7目「教育会館費」「1 教育会館維持管理事業」は、教職員及び教育関係団体等の研究、研修を中心に利用している、教育会館の維持管理の経費である。教育会館耐震補強・長寿命化工事に伴い、令和6年9月上旬から休館する予定である。「2 教育会館改修事業」は、平塚市公共施設再編計画に基づき、教育会館、勤労会館及び青少年会館の集会機能の統合に向けた教育会館の耐震補強・長寿命化工事に要する経費になる。工事は令和6年10月から令和8年2月までの予定となっている。

次に、8目「子ども教育相談センター費」「1 スクールカウンセラー派遣事業」は、不登校をはじめ、児童生徒の様々な課題を解決するため、本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員を援助するスクールカウンセラー13人を各小中学校に派遣するための経費である。「3 介助員派遣事業」は、障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活動作を支援する介助員を派遣する事業になる。支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、14人を新たに加えた計171人の介助員を派遣し、きめ細かな支援を行っていく。また、医療的ケアの必要な児童生徒に対しては、看護師資格を有した医療的ケア学校看護師を派遣していく。「4 教育支援室事業」は、不登校の児童生徒のための相談や小集団活動を行う教育支援室を運営するための経費で、令和6年度より「適応指導教室」を「教育支援室」へと名称を変更し、運営を行っていく。

次に、2項「小学校費」1目「学校管理費」「3 小学校学校図書館図書充実事業」では、学校からの要求額に応じて各校に予算を配当し、図書を整備・充実していく。「4 小学校施設管理事業」は、施設の各種点検や建物・設備の改修、敷地内の整備等の経費となる。「5 単独調理場運営事業」と「6 共同調理場運営事業」は、学校併設の単独調理場7場と、東部・北部共同調理場及び調理場の給食を受入れる受配校21校を運営するための経費である。新たな学校給食センターの運用開始に伴い、東部・北部共同調理場は7月までの稼働となるため、共同調理場の閉場に掛かる経費も併せて計上している。また、現在、単独調理場4場と共同調理場2場を外部委託しているが、令和6年4月からは、単独調理場1場の外部委託を追加する。

次に、2目「教育振興費」「1 通級指導教室運営事業」では、崇善小学校と勝原小学校の通級指導教室に予算を配当し、通級指導教室で使用する教材・教具などの充実を図っていく。「2 小学校特別支援学級支援事業」では、各学校に予算を配当し、特別支援学級で使用する教材・教具などの充実を図っていく。

次に、3目「学校建設費」である。「1 小学校大規模改修事業」では、土屋小学校屋内運動場及びなでしこ小学校の普通・特別教室の大規模改修工事設計委託料を計上している。

次に、3項「中学校費」「5 中学校完全給食準備事業」では、市内15校の中学校において、9月から開始の中学校完全給食実施に必要な準備経費を計上している。

次に、2目「教育振興費」「1 中学校特別支援学級支援事業」は、小学校費と同様に各学校に予算を配当し、特別支援学級で使用する教材・教具などの充実を図る。

次に、3目「学校建設費」「1 中学校大規模改修事業」では、太洋中学校の普通・特別教室棟の大規模改修工事設計委託料を計上している。

次に、4項「幼稚園費」1目「幼稚園費」「2 幼稚園運営事業」では、公立幼稚園2園

の管理運営経費を計上している。「3 幼稚園施設管理事業」は、各種点検及び施設管理を行うための経費である。「5 幼稚園運営補助事業」では、幼児教育の充実を図り、私立幼稚園の運営の安定に資するための経費等を計上している。

次に、5項「社会教育費」1目「社会教育総務費」のうち、「3 無形文化財保護事業」では、文楽人形伝承団体への支援や指定重要無形文化財を保存するための経費、また「民俗芸能まつり」の開催経費を計上している。「5 放課後等子どもの居場所づくり推進事業」では、放課後や土曜日などに、子どもたちが安心・安全な居場所として活動できる「放課後子ども教室」などを実施するための経費を計上している。「7 ふるさと歴史再発見事業」は、「村井弦斎まつり」の開催や地域の歴史再発見活動団体への支援などに係る経費である。

「8 歴史的建造物保護事業」では、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の指定管理者管理運営委託料や、各種事業に係る経費を計上している。「10 文化財保護事業」では、本市の貴重な文化財を後世に伝えるため、指定文化財の保存・活用費用や埋蔵文化財の調査などの費用を計上し、埋蔵文化財調査報告書の刊行などを行うとともに、市指定文化財の展示を行う。

次に、2目「公民館費」「1 多様な学習推進事業」では、市民の多様な学習機会を豊かに創出し、生涯学習活動を推進するため、家庭教育学級、シニア学級など、各世代を対象とした学習講座を開催する経費を計上している。「2 地区公民館整備事業」は、四之宮公民館新築に当たっての建築工事などの経費である。「6 地区公民館管理運営事業」では、金田公民館の大規模改修を進めるための改修設計経費と地区公民館の維持管理のための経費などをそれぞれ計上している。

次に、3目「図書館費」「1 子ども読書活動推進事業」では、子どもの読書活動を推進するため、各中学校区に設置されている協議会への支援などの経費を計上している。「2 ブックスタート事業」は、絵本を通して、赤ちゃんの時から豊かな心を育て、親子の絆を養うための事業で、乳幼児向けの絵本を提供するための図書購入費などである。「3 図書館アウトリーチサービス事業」は、電子図書館サービスの充実や、幼稚園や保育所、福祉施設等への貸出し用の資料経費などを計上している。「7 中央図書館管理事業」では、施設を快適に利用していただくための維持管理に係る経費や、大規模改修に向けた準備に係る経費などを計上している。

次に、4目「博物館費」「1 博物館特別展事業」は、「標本で！植物観察」展など3回の特別展と博物館文化祭の開催や、それに伴う図録等の刊行、展示パネルの製作などの経費である。「2 博物館教育普及活動推進事業」では、考古・歴史・民俗・生物・地質・天文の6分野における体験学習・講座などの教育普及事業や、プラネタリウムの運営経費、考古資料の保存処理、アナログの映像資料をデジタル化する経費などを計上している。

次に、5目「市史編さん費」である。「1 市史編さん事業」では、「平塚市史・年表編」の編さん刊行と収集資料の整理のための費用を計上している。

次に、6目「美術館費」「1 魅力ある美術展覧会事業」では、近代、現代の美術作品を鑑賞していただくために、「平野杏子展」などの企画展と、所蔵品を活用した特集展の開催経費を計上している。「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」では、施設を安心して快適に利用していただくため、修繕費用や保守点検等の維持管理に係る経費などのほか、美術館の屋上・外壁を改修するための設計費用を計上している。

次に、6項「保健体育費」1目「保健体育総務費」「3 サッカー文化の振興によるまちづくり事業」は、湘南ベルマーレと連携し、幼稚園、保育園、小学校への巡回授業や小・中学生トレーニングセンターへの指導者派遣などに係る経費である。「5 各種スポーツ大会開催事業」は、小・中学生などを対象とした各種スポーツ大会、またパラスポーツの理解促進や普及・振興のために行っている、ひらつかパラスポーツフェスタなどのほか、かながわ駅伝への選手派遣に係る経費を計上している。「10 手話ダンスによる健康づくり事業」では、手話ダンスを活用した事業に係る経費を計上している。

次に、2目「体育施設費」「1 スポーツ施設活用事業」では、桃浜町庭球場管理棟の屋上防水・外壁塗装や、学校夜間照明施設を含む市内各スポーツ施設の維持管理や指定管理委託に係る経費を計上している。「2 土沢スポーツ広場（パークゴルフ場等）活用事業」では、湘南ひらつかパークゴルフ場のコース内にある植栽の復旧修繕費を含む、施設の維持管理や指定管理委託に係る経費を計上している。

最後に、継続費及び債務負担行為の設定について説明する。継続費では、教育会館改修事業として、令和6年度に3億580万1千円、令和7年度に4億6千296万9千円、総額7億6千877万円を設定している。また、債務負担行為として、小中学校教室照明器具LED化ESCO事業として、令和6年度から10年度までを期間として、限度額3億5千450万円を設定している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)報告第13号 平塚市学校給食センターの設置等に関する条例について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である条例案について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

始めに「制定理由」だが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食センターの設置等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。条例の名称は「平塚市学校給食センターの設置等に関する条例」とする。

次に「条例の要点」だが、学校給食センターの設置に関し必要な事項を定めるものである。

次に「条例の構成」だが、本則4つの条文と付則からなる。第1条では、この条例の趣

旨を定める。第2条では、学校給食センターの設置について定める。この中で、名称については、「平塚市学校給食センター」と定め、位置については平塚市田村9丁目23番1号に住所を置く。第3条では、学校給食センターの職員について定める。第4条では、この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることを定める。付則第1項では、この条例の施行期日を定める。付則第2項では、この条例の制定に伴い、平塚市立学校給食共同調理場の設置等に関する条例を廃止することを定める。

次に「施行日」だが、学校給食センターの供用開始に合わせ令和6年9月1日から施行する。

最後に「添付資料」だが、別紙に条例（案）を添付している。

なお、本案件については、市議会3月定例会へ提出している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(4)報告第14号（仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業変更契約の締結について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である事業変更契約の締結について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

始めに、「概要」だが、事業者から事業契約書第27条（要求水準書の変更請求）に基づき、要求水準書の変更の協議の請求があった。請求事項は、事業者が市や県など関係機関と協議を進めていく中で、事業地南側の市道田村25号線について、既存の要求水準書では、想定していなかった工事が求められ、この追加工事の取扱いについて、要求水準書の変更の請求を受けたものである。請求事項について、関係部署も含め協議・検討を行った結果、請求事項は本事業内で取り組むべきことが妥当であると判断し、要求水準書を変更することとした。このため、追加工事を本事業で実施することに伴い、契約金額に変更（増額）が生じるので、市議会の議決を経て、変更契約を締結するものである。

次に「契約金額」だが、変更前が、160億8,631万7,227円、変更後が、160億9,821万4,079円で、差額として、1,189万6,852円の増額となる。

次に「要求水準書の変更」だが、要求水準書72ページの6-3-(3)-オ-(ウ)を、「整備に当たっては事業開始による通行車両の増加や地域住民の動線に配慮し、支障のない計画

とすること。」を加えた内容に変更する。

次に、「追加工事の内容」だが、1点目は「道路舗装 構成の変更」として、市道田村25号線の現在の舗装構成は簡易舗装だが、許認可指導所管課からの指導に基づき、学校給食センター車両入口までの舗装構成を現在よりも硬質のものに整備し舗装の強度を高める。2点目は「歩道の延伸と当該整備に伴う道路整備 範囲の拡大」として、道路拡幅の範囲は、敷地外も含めて、本市道路所管課、神奈川県厚木土木事務所及び神奈川県流域下水道整備事務所等と協議の結果、市民の安全性及び利便性のため、歩道を河川敷 堤防道路市道田村83号線まで延伸し、それに伴い、田村25号線の車道及び整備用地の東側の遊歩道を併せて整備することとする。

次に「事業スケジュール」だが、今回の追加工事は、4～5月の実施が可能であり、スケジュールへの影響はない。

次に「議会提出予定」であるが、本案件については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第12条に規定により、契約の締結には市議会の議決を得る必要があるため、市議会3月定例会に提出する予定である。

最後に、「添付資料」として、変更契約書(案)を添付している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(5)報告第15号 平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である条例案について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、学務課長から報告する。

○学務課長

今回の条例の一部改正については、売春防止法の一部改正に伴い、当該条例について、必要な規定を整備することになる。また、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、同条例付則の部分についても必要な規定を整備することになる。

まず、売春防止法については、補導処分に係る条項が廃止される一部改正があり、この条項中にある、「婦人補導院」の廃止に基づき、当該条例第6条の婦人補導院に係る規定を削除し、条文構成を整理することになる。

次に、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令については、「児童扶養手当法第13条の2第2項第1号ただし書き」を「第13条の2第3項」とする一部改正があったため、当該条例付則第1条の4第7項においても規定を改めることにしている。

なお、この政令は令和3年3月1日に施行されているが、軽微なものと判断し次の条例改正に併せることとしたため、今回の条例改正となっている。

今回の改正前に対象となる事案が発生したとしても児童扶養手当法の改正内容が適応されるため、当該対象者に不利益が生じることはない。

本件については、市議会3月定例会に提出している。

施行日は、条例は令和6年4月1日、付則については公布の日となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(6)その他

3 議案第22号 令和5年度平塚市教職員表彰の被表彰者の決定について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育委員会職員ほう賞規程、並びに平塚市立幼稚園、小学校及び中学校教職員表彰要領に基づき、令和5年度の被表彰者を決定するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

今年度は真土小学校長から1名、ひばり幼稚園園長から1名、合計2名の推薦をいただいた。事務局としても功績等を検討させていただき、被表彰者として提案させていただく。

1人目は、真土小学校 鳥海 ひとみ教諭である。鳥海教諭のこれまでの取組を紹介させていただく。現在は、真土小学校において、再任用職員として勤務されている。学年主任として4年、教務主任として4年、更に定年退職後は、再任用職員として、引き続き教務主任として5年、計13年間に渡り勤務された。特に教務主任としては、常に学校の中心的存在として活躍し、学習指導要領改訂の際には、学校地域の実情・児童の実態とを勘案し、より効果的な教育課程の在り方を研究し、カリキュラムマネジメントに尽力された。校務分掌については、管理職を補佐し、総括教諭がより力を発揮しやすいよう組織の改善に努めた。また、PTA関係の窓口として、常に教職員の先頭に立って尽力し、特に校外委員

との連携を図ることにより、児童の登下校の安全にも寄与された。再任用職員となってからも、活躍ぶりに変わることはなく、学校や教職員の事情や現状をよく把握され、労を惜しまず進んで協力し、全ての教職員の模範となっている。そのため、教職員や児童はもとより、保護者や地域住民からも多大なる信頼を得ている。このような鳥海教諭のこれまでの実践は、模範となるべきものと考えている。

2人目は、ひばり幼稚園 河口 恵主査である。河口主査のこれまでの取組を紹介させていただく。現在は、ひばり幼稚園で主任として活躍いただいている。研究主任でもあり、幼・保・小・中連携事業「幼・保・小・中連携学習研究会」では「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指して」をテーマに研究発表を行った。幼稚園、小学校の教職員間で授業保育の参観、話し合いを通して互いの教育について理解を深め、幼児と児童が共に育ち合い、学びが深まる交流活動を実施することで、滑らかに小学校生活へ移行できるよう、幼児教育と小学校教育の接続や交流を実践で示すことで、連携の大切さを発信された。その発表は、多くの教職員から賞賛されている。また、小学校だけでなく中学校との交流・連携も意欲的に行い、中学校6校からの職業体験を受入れるだけでなく、子ども教育相談センター内の「くすのき」からも複数回の職業体験を受入れた。体験した中学生が、幼児と笑顔で交流することを通して、生徒の自信につなげることができた。これまでの20年におわたる幼稚園教諭の経験を生かし、愛情と厳しさを兼ね備え、教職員に対し指導助言を行い、園児・保護者に対しては積極的に寄り添い、安心して登園ができるような支援に努めている。時代の流れと社会情勢を見極め、幼稚園として幼児や保護者のために、今何ができるのかを、常に念頭に置き、よりよい園づくりに大きく貢献している。このような河口主査の実践は、模範となるべきものと考えている。

説明は以上となる。本件を了承いただけた際には、3月の定例教育員会の前に表彰を執り行う予定である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第24号 平塚市立中学校に係る部活動の方針の改定について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市立中学校に係る部活動の方針を改定するものである。
詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

この部活動の方針は、平成31年2月に国のガイドラインに則り、神奈川県の方針を参考にして、平塚市教育委員会が策定した。また、各学校では、本方針及び学校教育目標を踏まえ、「学校の部活動に係る活動方針」を策定している。今回改定した内容は、大きく2点あり、「部活動の朝練を廃止」、「部活動の特別地域指導者の内容を追記」となっている。

1点目の部活動の朝練廃止だが、令和5年3月に部活動方針を改定し、「原則朝練習は行わないが、6、7月は、1日の活動時間に含め、朝練習を実施することができる。」として、本年度6、7月の朝練習を試行的に実施してきた。その結果、1校3部活を除く14校全ての部活動で6、7月の朝練習は実施されず、朝練習を実施しなかった件についても、保護者や教職員から反対意見は聞かれなかった。これらの結果を踏まえ、中学校部活動の在り方研究協議会、中学校長会で協議をしたところ、「朝練習の実施に当たり、管理職が早朝から勤務することは、大きな負担であり、働き方改革に逆行している」、「始業前の朝1時間弱の練習で、技能の向上等の効果があるかは疑問である」、「朝練習については、放課後の活動時間が十分に取れない冬季に実施したいという思いをもっている教員の声を聞いたこともあるが、勤務時間を管理し、勤務内容を是正していく立場としては、特殊業務手当のつかない、冬季のみ朝練習の実施を部活動方針に定めることは難しい」との意見をいただいた。当課としても、今後部活動の地域移行を進めていくに当たり、地域スポーツ、文化団体が、始業前に学校施設等で活動することは難しく、学校部活動で朝練習を認めた場合、学校部活動と地域団体で実施する活動との格差が生じることは、部活動の地域移行を妨げる要因の一つになると考えている。そこで、今回の改定では、「放課後の活動を基本とし、課業期間中の始業時間前の朝練習は、行わない」とした。

2点目の特別地域指導者についての内容追記についてだが、特別地域指導者とは、休日、顧問が不在であっても校内での部活動指導が可能な地域指導者となる。地域指導者とは、各学校において平日及び休日に顧問教員の指導計画に従い顧問教員とともに生徒への、技術的な指導を実施していただいている方である。特別地域指導者の派遣により、休日の活動に教員は参加しなくてもよいため、教員の負担が軽減されることを期待している。

【質疑】

○菅野委員

特別地域指導者の選定方法について、現状の考えがあれば教えていただきたい。

○教育指導課長

これまで各学校で地域指導者として指導に当たっていただいている方の中から、学校長の推薦をいただくことを考えている。

○菅野委員

各学校から推薦された方を教育委員会で委嘱するということか。

○教育指導課長

そのようになる。

○菅野委員

特別地域指導者は、子どもたちと直接関わる重要な役割になるかと思うので、委嘱後もしっかりと見守っていく必要があると思う。

○増井委員

現状各学校に特別地域指導者を配置できる見込みであるのか。そうでない場合、特別地域指導者がいる学校といない学校で、休日の部活動に差が生じるようなことはあるのか。

○教育指導課長

これからはなるが、各学校長へ特別地域指導者として推薦できる方がいるかどうか確認する予定である。

○増井委員

できるだけ学校ごとに差がつかないように配慮いただければと思う。

もう一点、意見を述べさせていただく。この方針では冒頭で策定の趣旨を記載しているが、改定の趣旨や変遷は追記していない。県の方針では追記されているものもあるようで、どういった意図で変わってきたものなのかがわかった方が読み手の理解が深まると思う。

○教育指導課長

いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。

○守屋委員

部活動の地域移行だが、子どもの技術の向上や健康にとってよりよい部活動とするために地域の力を貸していただくという視点を持って進めていただきたい。

教員の働き方改革も重要ではあるが、これだけが前面に出てしまうと地域や保護者から誤解されてしまう可能性がある。

新しい今後の時代に合った部活動を研究していくというイメージで取り組んでいただきたい。

○教育指導課長

部活動の地域移行については、結果的に教員の働き方改革につながるものではあるが、一番の目的は子どもたちが生涯をとおしてスポーツや文化活動を楽しめる環境づくりであると考えている。このことを念頭におき、地域移行を進めていきたい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第25号 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

体育施設の供用期間などの見直しに伴い、別表を整備するものである。
詳細は、スポーツ課長から説明する。

○スポーツ課長

この改正は、新旧対照表の改正要旨にあるとおり、体育施設の供用期間及び利用に係る申込期間の見直しに伴い、別表を整備するものとなる。

改正の内容は、別表第1（第2条関係）の、軟式庭球場の供用期間については、現在の条例施行規則では、毎月第2、第4、第5月曜日（当日が休日に当たるときはその翌日）を除く、となっているが、「その翌日」が休日に当たる場合、利用者の利便性向上のため実際の運用では施設を供用して、代わりにその直後の平日を休場日としているため、改正案のとおり文言を整理し改正する。

続いて、桃浜町庭球場、湘南ひらつかパークゴルフ場の供用期間についても同様の理由で文言を整理し改正する。また、次にある別表第2（第4条関係）の王住運動広場の申込期間については、「利用期日の属する月の前月の2日から利用期日前7日まで」を、実際の運用である「利用当日まで」に改正するものである。

なお、土沢野球場の供用期間については、現在の条例施行規則では、年末年始以外に休場日はないが、隣接する湘南ひらつかパークゴルフ場の管理と一体化して指定管理業務として委託しており、湘南ひらつかパークゴルフ場の休場日と合わせるため改正するものである。

最後に附則だが、この規則は令和6年4月1日から施行することとし、第1条の規定については公布の日から施行することとなる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 34 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

4 議案第23号 令和6年度平塚市立学校長等の人事異動の内申について

【結果】

教育長及び教職員課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 2 月定例会は閉会する。

(17 時 58 分閉会)